

保護者の皆様へ

令和8年1月

## 嘔吐物・下痢便等が付着した場合の衣類等の返却について

### (感染症対策へのご協力のお願い)

真こども園

標記の件につきましてご案内申し上げます。

今後、感染症拡大防止を更に徹底するため、厚生労働省が定める感染症対策ガイドライン  
※資料2に基づき、「嘔吐物・下痢便が付着した園児の衣類を園で手洗いせず返却」いたします。つきましては、本対応の主旨にご理解を頂き、ご協力を頂ければ幸いです。

## ■変更内容■

### ●嘔吐物・下痢便が発生した場合の衣類の返却について

【旧】園内で手洗いした後、返却

【新】園内で手洗いせず、ビニール袋に密封して返却

## ■備 考■

①お迎え時の返却の際、嘔吐物・下痢便が付着した衣類等が入ったビニール袋をご家庭での衣類の消毒手順書(資料1)をお渡しします。

(消毒手順書をビニール袋に貼付)

②園内でも感染症の拡大防止を徹底するため、厚生労働省が定める感染症対策ガイドラインに準拠した嘔吐物処理方法に係る研修を実施し(実施済)、衛生意識および衛生環境を向上させます。

③厚生労働省による感染症対策ガイドライン(嘔吐物が付着した衣類の返却について)は資料2を参照。

# 保護者の皆様へ

【お手数をお掛け致します】

嘔吐物・下痢便の付着した衣類等をお返しします

## ■ ご家庭での嘔吐物処理の手順 ■

【1】嘔吐物が付着した衣類等は、付着したものを 軽く洗い流  
した後、85℃で1分間以上熱湯 消毒します。

【2】その後は、通常の方法で洗濯します。

※または次のような方法での洗濯でも可。

- 通常の洗濯で塩素系洗剤を使う。
- 85℃以上の温水洗濯。
- 热乾燥（スチームアイロン、布団乾燥機等を使用する）

感染症の拡大防止にご協力をお願いいたします

## 資料2

### 厚生労働省発 「保育所における感染症対策ガイドライン」

※P.74 より抜粋 2018年改訂版

#### <嘔吐物・下痢便の処理について>

- 以下の手順で嘔吐物を処理する。

流行状況等から感染症が疑われるときには、応援の職員を呼び、他の子どもを別室に移動させる。

- ・嘔吐物を外側から内側に向かって静かに拭き取る。
- ・嘔吐した場所の消毒を行う。（参照：別添2「保育所における消毒の種類と方法」（p.69））
- ・換気を行う。
- ・処理に使用した物（手袋、マスク、エプロン、雑巾等）はビニール袋に密閉して、廃棄する。
- ・処理後は手洗い（液体石けんも用いて流水で30秒以上実施。）を行い、また、状況に応じて、処理時に着用していた衣類の着替えを行う。

●汚染された子どもの衣服は、二重のビニール袋に密閉して家庭に返却する（保育園では洗わないこと）。

●家庭での消毒方法等について保護者に伝える。